

第 20 期

第 27 回

総会議事録

令和 8 年 6 月 17 日

1. 開催年月日 令和8年6月17日(水)
2. 開催場所 郡山市役所西庁舎5階 5-2会議室
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 郡 司 兼 介

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

【事務局次長兼農地調整係長】 草 野 哲 也

【農業振興・農業法人係長】 岩 谷 智恵子

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時55分

8. 閉会宣言 15時00分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

古川 弘作

署名人

池上 慎一郎

事務局	ただいまより、第27回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会 長	こんにちは。 田んぼの作業の忙しいところは、大体、終わったのかなと思います。果樹農家の方は、これから忙しいと思いますが健康には充分、注意して行っていただきたいと思います。 それでは慎重審議、お願いいたします。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 2番 古川 弘作 委員 12番 池上慎一郎 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	議案訂正、追加議案、取り下げはありません。
議 長	ただいまから、議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。

	古川 弘作委員の調査報告を求めます。
古川 弘作 委員	1 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 6 月 5 日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、鈴木推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 借人は以前より中央地区はじめ、近隣の地区を農業相談日にいちごの栽培をしたいと相談に訪れていました。 いちご農家で働きながら技術を学び、農地を探していましたが知人の紹介で農地を借りることになりました。 トラクターなどの農機具はリースで導入します。 就農後はいちご栽培を行います。 なお申請地は障がい者施設が 6 月末まで借りる契約になっていますが、解約手続きがされています。 かなり荒廃していて遊休農地寸前となっていたましたが、現在は除草され、野菜などが作付けされておりきれいに管理されています。 農作業は借人とパート 1 名が行います。 また繁忙期には借りていた障がい者施設から手伝わせてほしいとの申し出がありました。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について

	許可と決します。 次に2番 1件について、付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。 受け人が農作業に従事します。 6月12日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 渡し人と受け人は親子で、これまでも渡し人家族と水稻や野菜を栽培していました。渡し人家族の協力を得てこれからも農作業を行います。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について 許可と決します。 次に3番 1件について、付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永 静夫 委員	3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。

	6月8日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 申請地は現在、ねぎや小松菜などの野菜が栽培されおり、適切に管理されていました。 申請人は矢吹町の農業短期大学校で研修を受けております。 両親は湖南町で水稻等を栽培しており、手伝うなどして農業の経験があります。 当面は、ねぎやブロッコリーを栽培し、将来的には野菜を中心に規模拡大を希望しています。 現在、公庫資金を活用しての機械導入を計画しています。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について許可と決します。 次に4番 1件について、付議いたします。 鈴木 雄一委員の調査報告を求めます。
鈴木 雄一 委員	4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、両親が農作業に従事します。 6月13日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 申請地は受け人の自宅の裏にあり、親戚が所有しております。 4年前に現住所に引っ越してから受け人夫婦が耕作していました。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、

	地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4番 1件について、許可と決します。 次に5番 1件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	5番 1件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 6月10日に現地調査及び使用借人に聴き取り調査を行いました。 農機具は自己所有の物を使用して、農作業は借人が行います。 ねぎや玉ねぎなどの野菜を栽培するとのことでした。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について許可と決します。

	次に 6 番と 7 番の 2 件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	6 番と 7 番の 2 件について、調査の結果を報告いたします。 まず 6 番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 受け人と妻、父親が農作業に従事します。 次に 7 番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は鉄塔用地の売り払い、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6 番と 7 番の 2 件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、6 番と 7 番の 2 件について、許可と決します。 次に 8 番 1 件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	8 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。

	6月11日に現地調査し、適正に管理されていました。 また6月12日に代理人の行政書士に聴き取り調査を行ったところ、申請内容に間違いはありませんでした。 農作業常時従事要件については、受け人の住宅が隣接していることから、今後も耕作していくとの確約書が添付されています。 地域との調和要件については、地域の農地の利用調整に協力する旨、確約しており、近くに地元協力者がいて問題ないと思われます。 以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障が生ずる恐れはありません。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	8番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、8番 1件について許可と決します。 次に9番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	9番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は労力不足、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。 6月14日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 渡し人は後継者がいなく、数年前から受け人が耕作していましたが今後のことを考慮して譲り渡すことにしました。 これらの土地は隣接道路がなく不便ですが、受け人の父親の土地と接しており往来が可能になります。

	これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	9番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、9番 1件について 許可と決します。 次に10番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	10番 1件について調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	10番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番 1件について 許可と決します。 次に11番 1件について、付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	11番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は贈与、農業開始です。 受け人が農作業に従事します。 現地確認したところ、申請地は適正に管理されていました。 渡し人と受け人は兄弟です。父親が亡くなった後、兄が相続しま したが、実家と付随する畑を弟が相続し、管理しています。 地域の農地利用調整、防除基準、農道や水路の取り決め、 獣害被害対策に協力します。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、11番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。

	1 番 1 件について付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	1 番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 6 月 12 日、現地調査を行いました。 申請地の西側は県道、南側は宅地、北側は所有者の農地ですが建築物と十分な距離が取れているため、集団農地の蚕食や分断などの影響はありません。 農用地でしたが令和 8 年 2 月 2 日に除外済みです。 市内で農業を営んでいますが、自家用車等を収納するため、倉庫兼車庫を建設する必要が生じました。 候補地を比較検討しましたが、申請地が最も自宅に近く、搬入や搬出が容易であるため、やむを得ず選定しました。 申請人の父親が平成 6 年に現在位置に倉庫兼車庫を建設しましたが宅地であると認識していました。 子供世帯が分家住宅を建築することから現況測量したところ、建築物の一部が農地に越境していることが判明しました。 その後、農振除外申出を行い、令和 8 年 5 月 12 日付けで分筆登記を完了しています。 事前に手続きをする必要があるにもかかわらず、それらを行わないまま、申請地の一部を使用していたことは申請人の落ち度で深く反省しており、今後このようなことがないよう法令を遵守するとの顛末書が添付されております。 調査の結果、農地法第 4 条第 6 項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第 2 種農地 2－1－（1）－カで 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、2－a－①及び②、2－b－①の第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地です。

	許可基準は２－１－（１）－カー（イ）で、第２種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	１番 １件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、１番 １件について、 許可と決します。 次に２番 １件について付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。
北島 繁和 委員	２番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は農業用倉庫です。 ６月１０日、現地調査及び聴き取り調査を行いました。 現在は申請地にパイプハウスを設置して、農機具等を格納していましたが、昨今の機械は大型化が進み、パイプハウスでは保管できない状況になったため、同じ場所に農機具格納用の倉庫を建設するものです。 南西側は水路、北西側は休耕地、南東側は自分の農業用倉庫と隣接する農地はなく、他の農地への影響はありません。 雨水は自然浸透させ、汚水は発生しません。 調査の結果、農地法第４条第６項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	２番 １件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。

	2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第 1 種農地 2－1－（1）－イ－（ア）－aで 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の 規模の一段の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は 2－1－（1）－イ－（イ）－c－（a）－i－（iii）で、 農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設の用に 供するために行われるもので次に掲げるもの。 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵又は 保管の用に供する農業用施設事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	2 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、2 番 1 件について、 許可と決します。 以上で、議案第 2 号を終わります。 続いて、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1 番 1 件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	1 番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、クリニック開業に伴う職員用の駐車場です。 農地区分は第 2 種農地と判断しました。 申請地の南と東側が市道に、西と北側は休耕田に隣接しています。 雨水は自然浸透及び市道側溝に排出します。 西と北側の休耕田は申請地より高いため、流出しません。 駐車場として使用するため、日照の影響もありません。

	調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで4条 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、4条 1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。 次に2番 1件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	2番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、住宅です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 受け人は現在、母親と2人暮らしですが築60年の住宅に住んでおり、特に水回りの古さに心を痛めています。 子供が4人いますが、帰省の際に宿泊できる状況ではありません。 子供たち、孫たちが実家に寄り付く環境整備を行うことが急務と考え、今回の申請に至りました。 農地転用候補地は5か所ありましたが、自宅から母親が所有する畑を挟んで隣接する農地を渡し人が譲ってくれることになりました。 周辺農地とは段差があり、周りに日照等の迷惑をかけずに建てられ雨水・汚水を適切に処理後、県道側溝に排出します。

	調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで4条 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、4条 1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決します。 次に、3番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。
中尾 一明 委員	3番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は駐車場です。 6月8日、現地調査及び聴き取り調査を行いました。 農地区分は第2種農地と判断しました。 今年度で中田町の小学校3校、中学校2校が閉校になり緑ヶ丘に統合されます。借人は中田町から緑ヶ丘へ通学するスクールバス運行業務の入札に参加予定とのことです。 それには駐車場用地を確保し、運輸局の許可を得る必要があるため、申請に至りました。 申請地は貸人の父親が所有していた頃、県道のバイパス工事のため資材置場や駐車場として使用され、現在も当時の敷砂利が残って

	いますが、今後は農地法を遵守するとの顛末書が添付されています。 雨水は自然浸透で、駐車場のため汚水は発生しません。 南側には貸人所有の田がありますが、それ以外は県道や市道に囲まれており農地の分断はなく、周辺農地への日照等の影響はありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで4条 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、4条 1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決めます。 次に、4番 1件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	4番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は太陽光発電設備です。 6月2日、現地調査を行いました。 申請地は5年ほど前まで牧草地として使用していましたが、現在は使用しておりません。 西側の道路から10mぐらいの高台にあり、南側は杉林、

	東側は雑木林、北側は畑で周囲に民家はないので反射光による影響はありません。雨水は自然浸透です。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで4条 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、4条 1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4番 1件について、許可と決めます。 以上で、議案第3号を終わります。 続いて、議案第4号「非農地に関する判断について」を議題といたします。 まず1番 1件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	1番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 願出事由は地目変更のためです。 5月29日に事務局職員と現地調査しました。 現地は20年以上、耕作されておらず、雑木が生い茂っています。 調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について、 非農地と決めます。 次に 2 番 1 件について付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	2 番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 願出事由は地目変更のためです。 6 月 1 日に事務局職員と現地調査しました。 現地は日和田町梅沢の市道脇で東北新幹線が東に通っています。 市道から上るのに大変な所で、竹やぶに覆われ農地に復元するには 困難な場所です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2 番 1 件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2 番 1 件について、 非農地と決めます。 次に 3 番 1 件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	3 番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 願出事由は地目変更のためです。 6 月 2 日に事務局職員と現地調査しました。

	以前は田んぼでしたが、両側が山林のため誰も耕作しておらず、現在は葦と柳に覆われています。 よって、農地に復元することは困難であると判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3 番 1 件について、非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3 番 1 件について、非農地と決めます。 以上で、議案第 4 号を終わります。 続いて、議案第 5 号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案について、郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 1 番 1 件について付議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 5 号別紙をご覧ください。 議案第 5 号は農地所有者、耕作者からの申し出に基づき市が作成した農地所有者、農地中間管理機構である福島県農業振興公社、耕作者の 3 者間での貸借について定める農用地等利用促進計画案について郡山市長から意見を求められたのでお諮りするものです。 一括方式は所有者から機構への貸し付けと機構から耕作者への貸し付けを一括して行うものです。 1 番 1 件について、計画の内容を調査したところ貸付相手方は全部耕作要件及び農作業常時従事要件を満たしており適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	異議ないものと認め、1番 1件について 原案のとおり決します。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更に係る 意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号は農業振興地域整備計画の変更について郡山市長から 意見を求められましたので、お諮りするものです。 まず議案第6号別紙の資料1－1をご覧ください。 除外の内容ですが、 (1) 錯誤に伴う除外 (2) 非農地判定に伴う除外 (3) 錯誤、分筆による面積減に伴う除外です。 資料1－2をご覧ください。 錯誤に伴う除外の詳細は記載のとおりです。 合計2筆、面積は869㎡です。 次に資料1－3をご覧ください。 農業委員会において、現況が山林・原野であることを理由として 非農地判断をした土地及び現況非農地である農地について、農用地 区域から除外する一覧になっております。 合計12筆、面積は8,744㎡です。 次に資料1－4をご覧ください。 錯誤、分筆による面積減で2筆、農用地がマイナス0.4㎡、 非農用地がマイナス243.48㎡です。 次に農用地区域への編入について、資料2－1をご覧ください。 編入の内容ですが、 (1) 錯誤に伴う編入 (2) 合筆、分筆、錯誤による面積増に伴う編入です。 資料2－2をご覧ください。 錯誤の詳細は、記載のとおりで合計3筆、面積は831㎡です。 次に資料2－3をご覧ください。

	合筆、分筆、錯誤による面積増に伴う編入は記載のとおりで合計11筆、農用地261.53㎡、非農用地243.49㎡です。 以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について ご意見、ご質問等ございませんか。
	(意見交換)
議 長	ほかに、ございませんか。
	(なし)
議 長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第6号を終わります。 続いて、議案第7号「令和9年度農業施策に関する意見の提出について」を議題といたします。 この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で事前に検討していますので、後藤 秋夫委員長から説明を求めます。
後藤 秋夫 委員長	福島県農業会議から令和9年度農業施策に関する意見の提出等について、依頼がありましたので4月15日の農業相談日に検討し、5月13日に推進委員事前検討委員7名による検討を行いました。 5月26日の推進委員会議で原案を作成しましたので上程いたします。内容は事務局から説明します。
議 長	事務局の説明を求めます。
事務局	タブレットの令和9年度農業施策に関する意見の提出等の検討結果報告書（案）をご覧ください。 1 農業生産基盤の確保・強化 (1) 農地集積・集約化については、2つの意見です。 ○ 策定された地域計画の実現に向けた支援策を拡充すること 国 ○ 農地集約化促進事業の財源を充分確保し、支援策を拡充すること 国 (2) 優良農地の確保については2つの意見です。

- 農地バンク手数料の減額・無償化に対し支援すること 国
- 農地バンクによる手続きの簡素化を進めること 国・県
- (3) 農地の基盤整備については、3つの意見です。
 - 基盤整備をはじめとした補助事業等を活用する際に問題となる相続未登記農地等について法整備も含めた対策を講じること 国
 - 圃場整備の予算確保と併せ、関連施設への支援及びスマート農業実現に向けた設備導入への支援を拡充すること 国・県
 - 農地の大区画化を促進するため、農地の集約化事業のさらなる拡充を図ること 国・県
- (4) 遊休農地対策・所有者不明農地対策については1つの意見です。
 - 未整備地等の条件不利地等、遊休化が懸念される農地への支援を講ずること 国・県
- (5) その他（農業生産基盤の確保・強化関連）はありませんでした。

2 担い手の育成支援

- (1) 担い手育成・確保については2つの意見です。
 - 担い手の育成・確保に必要な再生産可能な適正価格の維持を図ること 国・県
 - 地域計画に位置付けられた担い手（個人・法人）について支援を強化すること 国・県
- (2) 新規参入・新規就農者や多様な人材の確保については4つの意見です。
 - 年齢制限のない、地域に応じた新規就農者への支援策を講ずること 国
 - 地域計画に位置付けされない兼業農家、小規模農家に対する国の考え方について、施策等を含め明確な方針を示すこと 国
 - 家族農業経営を重視し、親元就農者への新規参入者並みの制限のない支援体制の整備を行うこと 国・県
 - 大規模農家と小規模農家が共存できる体制を構築するため、支援事業を拡充すること 国・県
- (3) 農業労働力の確保については2つの意見です。
 - 雇用労働者に対する生活環境（住居等）を確保するための

支援を拡充すること 国・県

- 所得の安定対策を拡充すること 国です。

(4) 収入保険等セーフティーネットについては1つの意見です。

- 収入保険の補填については、農業資材費の物価高騰などを考慮した見直しにすること 国・県

(5) その他（担い手育成支援関連）は2つの意見です。

- 各種補助事業等の仕組みが複雑化していることから、わかりやすい制度設計とそのPR及び事務手続きの簡素化に努めること 国・県
- 国の補助事業の財源については、都道府県及び市町村の財源負担を必須とせず、国が一括して補助すること 国

3 地域活性化対策

(1) 地域計画の実行支援については1つの意見です。

- 策定した地域計画を実現するため、今後検討に必要な協議に係る事務経費等について、引き続き予算を確保すること 国

(2) 中山間地域等における営農環境の整備については3つの意見です。

- 日本型直接支払制度については、取組団体の事務の負担が大きいことから、事務手続きの簡素化に努めること 国
- 日本型直接支払制度を拡充すること 国
- 作業の効率化に向けた新たな栽培方法の導入、推進すること 国・県

(3) 有害鳥獣対策については2つの意見です。

- 有害鳥獣捕獲隊員の人材確保・育成について、十分な予算を確保し支援を強化すること 国・県
- 効率的・効果的な有害鳥獣対策資材導入への補助など支援拡充すること 国・県

(4) その他（地域活性化関連）は1つの意見です。

- 地域活性化を推進するため、空き住戸と農地の利用を組み合わせた定住化制度を策定すること 国・県

4 食料安全保障関係

(1) 食料自給率の向上対策については1つの意見です。

- 畑地を活用し、輸入依存度の高い作物の生産向上を図る

支援を講ずること 国・県

(2) 適正な価格形成については1つの意見です。

- 生産原価を下げるができる、生産技術の開発を図ること 国・県

(3) 生産資材の安定確保については2つの意見です。

- 燃料・肥料の安定供給及び物価高騰対策を強化すること 国
- 急激な原油価格高騰のさ中においても、農業資材・肥料等の生産資材等を安定的に確保できるよう迅速な対応をとること 国

(4) 不測時の食料安全保障対策について

- 国内食生活を守るため備蓄米年間保管量を200万トンまで拡大すること 国

(5) その他は2つの意見です。

- 生産資材等の安全性の確認体制の拡充 国
- 農産物の価格が安定する、中長期的な農業政策ビジョンを示すこと 国

5 本県農業の復旧・復興

(1) 営農再開に向けた環境整備については意見がありません。

(2) 原発事故による風評対策については、1つの意見です。

- 輸入規制がある国への規制撤廃措置を講ずること 国

(3) その他（本県農業の復興関連）

- 山菜等の出荷制限の緩和に向けた対策を拡充すること 国

6 農業委員会業務関係

(1) 農業委員会制度については2つの意見です。

- 農業委員会活動に必要な経費の財源について要望額を確保すること 国
- 農業委員会制度及び委員の活動を広く周知すること 国・県

(2) 農業委員会が所掌する農地関係制度について

(3) その他（農業委員会業務関連）はありません。

7 その他農業施策全般

(1) その他農業施策全般については1つの意見です。

	○ 気候変動対策、環境に配慮した栽培技術研究の推進及び栽培技術普及に努めること 国・県 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの後藤 秋夫委員長及び事務局の説明について ご質問、ご意見等ございませんか。須永委員。
須永 静夫 委員	端的に書いてあってわかりやすいと思いますが、言葉足らずの所があると思います。 1 つは、2 担い手の育成支援の(1)再生産可能な適正価格、4 食料安全保障関係の(2)適正な価格形成とありますが前は米の価格形成について言っているのかな、後の方は生産資材の適正価格なのかな、言葉を足してやると具体的な要望になるのでは。 また、4 (5)のその他、「農産物の価格が安定する、中長期的な農業政策ビジョン」、これは価格が安定するビジョンというよりは再生産可能とか、農業経営が安定して継続できるようなビジョンということではないのかなと表現を変えた方がわかりやすいと思います。
議 長	事務局の説明を求めます。
事務局	もっと具体的にという意見をいただきましたので、2 の(1)については「農畜産物の」を、4 の(2)については「生産資材の」を追加することにより、具体的な表現に修正したいと思います。 4 の(5)については、「農業経営が安定する政策ビジョンを示すこと」に修正したいと思います。 また字句の訂正については事務局に一任させていただきたいと思います。
議 長	よろしいでしょうか。その他、何かありますか。
	(な し)
議 長	それでは、ただいまの事務局の整理でよろしいでしょうか。
	(全員「異議なし」)
議 長	それでは、そのように決めます。 以上で、議案第 7 号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1 番と 2 番の 2 件について、

	農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。 続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から8番までの 8件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。 続いて、報告第3号「受理通知書の返納願いについて」 次のとおり、1番から3番までの3件について、受理通知書の返納願の提出があり、郡山市農業委員会規程第17条第26号の規定により受理したので報告する。 報告第3号を終わります。 続いて、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番と2番の 2件について通知書の提出があったので報告する。 報告第4号を終わります。 ただいまの 第1号から第4号までの報告についてご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	以上で報告事項を終わります。 次に5月19日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。
事務局	市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、申し出があった各案件の概要を説明いたします。 お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込みについて及びタブレットの資料をご覧ください。 4月締め切り分で、7件の申請がありました。 1番から3番までが農業振興地域整備計画の除外の申し出、軽1番から軽4番までが軽微な変更申し出です。

田村 1 番の事業目的は、資材置場等で追認案件です。

資材置場や山砂置場、砂利置場などにします。

申出地はいずれにも該当しない第 2 種農地で、第 2 種農地の転用は、申出地の他に目的達成可能な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地がなく周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

田村 2 番の事業目的は、資材置場等で追認案件です。

資材置場や倉庫 3 棟、工事用車両の駐車場にします。

申出地はいずれにも該当しない第 2 種農地で、1 番同様です。

西田 3 番の事業目的は、木材置場です。

木材置場 3 か所と進入路に転用する計画です。

申出地はいずれにも該当しない第 2 種農地で、1 番同様です。

中央軽 1 番の事業目的は農業用倉庫です。

農業用倉庫と通路に転用する計画です。

申出地は農用地区域内農地ですが、農業用施設事業で許可要件があります。

三穂田軽 2 番の事業目的は菌床の堆肥場です。

菌床の堆肥場と駐車場に転用する計画です。

申出地は農用地区域内農地ですが、農業用施設事業で許可要件があります。

熱海軽 3 番の事業目的は農業用倉庫等です。

農業用倉庫と農業用の資材置場に転用する計画です。

申出地は農用地区域内農地ですが、農業用施設事業で許可要件があります。

田村軽 4 番の事業目的は農業用倉庫です。

農業用倉庫に転用する計画です。

申出地は農用地区域内農地ですが、農業用施設事業で許可要件が

	あります。 以上で、今回の申請の概要説明といたします。
議 長	次に伊藤 城治委員から、審議の内容を報告願います。
伊藤 城治 委員	5月19日に特別委員会を開催しましたので その審議の結果を報告します。 農業振興地域整備計画の変更についてですが、ただいま 説明ありましたとおり、除外が3件、軽微な変更が4件、 合計7件の申請があり協議しました。 特別委員会では7件について、記載のとおり許可基準を定めることに 決しました。 決定内容については市長に報告することに決し、 既に報告しております。 以上、特別委員会の報告とさせていただきます。
議 長	ただいまの説明について ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定と する旨、決定しておりますので、既に市長に回答しております。 その他ございませんか。
	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第27回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第27回総会（令和8年6月17日開催）の概要

第3条 農地の移動は

11件で、田 23,093㎡ 畑 17,688㎡でした。

第4条 農地の転用は

2件で、倉庫兼車庫及び農業用倉庫でした。

第5条 農地の転用は

4件で、太陽光発電設備1件、住宅1件、駐車場2件でした。